

六十五歳未満の方)は、これまでどおり医療保険と合わせて納めていただきます。保険料の額は加入している医療保険によって異なります。

所得に応じて 五段階保険料

第一号被保険者の保険料は、所得に応じて五段階に区分され、基準額の三千円(これまでと同額)をもとに軽減されたり割増になったりします。(図2) 保険料の納め方は、年金が月額一万五千元(月額十八万円)に満たない方、または老齢福祉年金、障害年金、遺族年金を受給している方は、広域連合が発行する納入通知書によって直接または口座振替で納めていただきます。



それ以外の年金で年額十八万円以上受給している方は年金から天引きされません。皆さんの保険料が財源になって介護保険事業が運営されていきますので、保険料の納入にご理解とご協力をお願いします。

図2 所得に応じた保険料の額

所得段階	保険料を軽減される方		基準額を納める方	割り増しの保険料を納める方	
	世帯住民税非課税の方		本人住民税非課税の方	本人が住民税を納めている方	
対象者	世帯全員が住民税非課税で生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	世帯全員が住民税非課税	本人が住民税非課税	本人が住民税課税で合計所得金額250万円未満	本人が住民税課税で合計所得金額250万円以上
月額保険料	1,500円 3,000 × 0.5	2,250円 3,000 × 0.75	3,000円 基準額	3,750円 3,000 × 1.25	4,500円 3,000 × 1.5
平成13年度保険料額	13,500円	20,300円	27,000円	33,800円	40,500円
平成14年度保険料額	18,000円	27,000円	36,000円	45,000円	54,000円

保険料納付の ワンポイント

これまで年金から天引きされていた方でも、昨年の所得増などによりご本人に住民税が課税される場合には、その差額について普通徴収の納付書が発行されますので、年金と納付書の両方から納めていただくことになります。

六十五歳の誕生日を迎えた方の介護保険料は年金額が年間で十八万円以上の場合でも来年の九月までは普通徴収となり、納付書などで納めていただくことになります。

口座の振替が 大変便利です

普通徴収の納付は便利で確実な口座振替をお勧めします。口座振替がこれまでの銀行な

どのほかに、郵便局でも利用できることになりました。

口座振替を利用したい方は手続きが必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、保健福祉課(☎2114内線144)へお問い合わせください。



みんなが支え合う介護

岩手県介護支援専門員 実務研修受講試験実施します!

県長寿社会振興財団では、介護保険制度の重要な役割を担う「介護支援専門員」の実務研修受講試験を下記のとおり行います。

試験日時...平成13年11月11日

10時~

試験会場...「岩手県立大学」・「盛岡大学」

受験手続き

試験案内(受験申込書)

8月3日~市町村役場、各地方振興局でお渡しします

受験申し込み受付期間

9月10日~18日

受験資格...保健・医療・福祉分野で5年以上で900日以上(一部10年で1800日以上)の実務経験を有する方

詳しくは、(財)県長寿社会振興財団(☎019-626-0196)へお問い合わせください。